

男女共同参画ニュース

男性の育児休業取得について

令和3年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率^{*}は13.97%で、9年連続上昇しています。4月からは、育児休業を取得しやすい「雇用環境の整備」と妊娠・出産の申し出をした労働者への制度の「個別周知」や「取得意向の確認」が義務付けられ、10月からは、「産後パパ育休」(出生時育児休業)が施行し、育児休業を2回まで分割して取得できるようになりました。

今回は、育児休業の取得を悩んでいるかたへの後押しとなるよう、実際に育児休業を取得した町男性職員にインタビューを行いました。

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和3年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合です。

育児休業を取得しようと思ったきっかけ、取得して感じたこと…

1人目が産まれたとき、出産を終えた妻の様子を見ていて、出産という大きな役目を果たした妻に休んでもらいたいと思いつつ、日中そばにいてあげられないことを歯がゆく思っていました。そのため、2人目が産まれたとき、「今度は日中もそばにいて、少しでも休んでもらいたい」と思いました。

また、1人目のとき、どんどん成長していくわが子を見て、「少しでもそばで見守りたい」と思ったことも理由の1つです。

育児休業は1か月取得しました。短い期間とはいえ、一緒にいられたことを嬉しく思っています。妻と共に育児・家事をしたことで、妻が1人でしていたことの大変さがよくわかり、感謝の気持ちがより一層強くなりました。この育児休業の期間は、仕事のことを考えなくてもよくなったことで、その分1人目のときよりも、わが子とより向き合えたように感じました。

今後の育児に対する思いも変わり、育児休業を取得して本当に良かったと思っています。このような機会をいただけたこと、職場の上司や同僚にも感謝しています。

育児休業を取得することで、家族の絆が深まります。ぜひ、取得してみたいかがでしょうか。

マイナンバーカードの個別出張申請受付(予約制)を始めます!

12月5日(月)から役場や集会所へ出向くことが困難なかたを対象に、職員がご自宅を訪問し、マイナンバーカードの申請受付を行います。

利用を希望されるかたは、事前予約が必要です。専用ダイヤルに電話し、希望日時や利用人数をお伝えください。

※交付は、本人限定受取郵便となります。申請後、1か月半から2か月ほどで届きます。

【内 容】

予約した日時に職員がご自宅を訪問し、申請書などの記入支援や写真撮影を行います。

【利用方法】

◎予約受付は、12月1日(休)午前9時から開始します。専用ダイヤルに電話をして、希望日時と利用人数(4人まで)をお伝えください。

◎家族以外のグループでも申込みできます。その場合は、代表者のご自宅で申請受付を行います。

【注意事項】

- ◎個別出張申請は、町民のかたに限ります。
- ◎当日の予約はできません。
- ◎予約は専用ダイヤルのみからとなります。



【予約可能日時】

- 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- ①午前9時30分 ②午前10時30分
 - ③午前11時30分 ④午後1時30分
 - ⑤午後2時30分 ⑥午後3時30分

【申請に必要なもの】

- ・通知カード(紛失の場合は、必ず予約時にお伝えください)
- ・本人確認書類
- ・住民基本台帳カード(お持ちのかた)
- ・国から送付された申請書(お持ちのかた)

マイナンバーカード専用ダイヤルをご利用ください。 12月1日スタート

- ・マイナンバーカードの申請方法やマイナポイント、保険証利用申込などに関するお問い合わせ
- ・個別出張申請のお申込み(役場や申請会場に出向くことが困難なかたを対象としています)

専用予約ダイヤル ☎0570-023310 (住民保険課マイナンバー担当直通)

※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前9時から午後5時までとなります。

広げようマイナンバーの輪!

マイナンバーカード紹介キャンペーン

何人紹介してもOK!

すでにマイナンバーカードを取得したかたへのお得な特典
マイナンバーカードの新規申請者を紹介してくれたかたに、美里町商工会発行の商品券1,000円分をプレゼントします!

【対象】マイナンバーカードを取得した18歳以上のかたで、新規申請者と役場や臨時の申請場所まで同行できること(町外のかたも対象)

◎新規申請者1名につき、商品券1,000円分をプレゼント

【実施期限】令和5年1月31日(火)まで
 【受取方法】申請*またはカードの受取りに同行し、マイナンバーカードを提示後、商品券をお渡しします。

※役場または臨時の申請場所(イベント会場除く)で行う場合が対象です。

問合せ=住民保険課 住民係 ☎76-1366



12月4日(日)から10日(土)は、「人権尊重社会をめざす県民運動 強調週間」です!

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県民総ぐるみで取り組む運動です。

この機会に、人権について改めて考えてみましょう。

問合せ=総務課 庶務係 ☎76-1115